

大口町告示第31号

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金  
交付要綱の一部を改正する要綱

第1条 令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱（令和5年大口町告示第69号）の一部を次のように改正する。

別表2個別接種に協力する大口町内に所在する診療所の部中「期間①及び期間②」を「期間①から期間④まで」に改める。

第2条 令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知。」を「令和5年12月14日付け感発1214第5号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知。」に改める。

別表1に、次のように加える。

期間⑤	令和6年 1月 1日から 令和6年 3月 3日まで	令和6年 3月 11日
-----	------------------------------	-------------

別表2個別接種に協力する大口町内に所在する診療所の部中「期間④」を「期間⑤」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱の規定は、令和5年8月31日から適用する。

3 第2条の規定による改正後の令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱の規定は、令和6年1月1日から適用する。

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新			旧		
別表第2 交付対象、交付要件及び交付金額			別表第2 交付対象、交付要件及び交付金額		
交付対象	交付要件	交付金額	交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する大口町内に所在する診療所	週100回以上の接種を別表1の期間①から期間④までのそれぞれの期間中に4週間以上行った場合。	週100回以上の接種をした週の接種回数に2,000円を乗じて得た金額。	個別接種に協力する大口町内に所在する診療所	週100回以上の接種を別表1の期間①及び期間②のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合。	週100回以上の接種をした週の接種回数に2,000円を乗じて得た金額。

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新			旧		
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業のうち個別接種促進のために、大口町が医療機関に対する支援を行うことを目的とした交付金について、「<u>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱</u>」（令和5年12月14日付け感発1214第5号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>			<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業のうち個別接種促進のために、大口町が医療機関に対する支援を行うことを目的とした交付金について、「<u>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱</u>」（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>		
別表第1 対象期間及び交付申請期日			別表第1 対象期間及び交付申請期日		
区分	対象期間	交付申請期日	区分	対象期間	交付申請期日
略	略	略	略	略	略

新			旧		
期間④	令和5年11月6日から 令和5年12月31日まで	令和6年1月9日	期間④	令和5年11月6日から 令和5年12月31日まで	令和6年1月9日
期間⑤	令和6年1月1日から 令和6年3月3日まで	令和6年3月1日			
別表第2 交付対象、交付要件及び交付金額			別表第2 交付対象、交付要件及び交付金額		
交付対象	交付要件	交付金額	交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する大口町内に所在する診療所	週100回以上の接種を別表1の期間①から期間⑤までのそれぞれの期間中に4週間以上行った場合。	週100回以上の接種をした週の接種回数に2,000円を乗じて得た金額。	個別接種に協力する大口町内に所在する診療所	週100回以上の接種を別表1の期間①から期間④までのそれぞれの期間中に4週間以上行った場合。	週100回以上の接種をした週の接種回数に2,000円を乗じて得た金額。